

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人今治地域地場産業振興センター（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、定款第34条に基づき、常勤の理事にのみ職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、常勤の理事のうち使用人と兼ねて職務を執行する理事に対しては、報酬等は支給しない。

2 常勤の理事に対して支給する報酬等は、報酬のみとする。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤の理事の報酬月額、別表「常勤理事報酬月額表」のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、毎月25日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。））、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申出があったときは、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。（平成24年8月31日理事会議決）

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（平成29年3月30日理事会議決）

別表（第4条関係）

常勤理事報酬月額表

| 役職名 | 報酬の額 | 備考 |
|------|-------------|----|
| 専務理事 | 月額 238,300円 | 常勤 |